

<資料>

要望書

2006年3月11日

宮城県知事 村井嘉浩 様

日本白鳥の会会長 藤巻裕蔵

ラムサール条約湿地・伊豆沼・内沼に計画されている温泉施設建設の中止について
(要望)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より、環境保全や自然保護にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、最初に、簡単に日本白鳥の会の紹介をさせていただきます。本会は、日本各地でハクチョウ類の観察、給餌など、保護活動を行っている人々の集まりで、1973年に設立され、以来四半世紀以上にわたる活動を続けております。現在の会員数は約130人で、会員は、北は北海道から西は山口県まで、ほぼ全国で活動しております。

さて、この度、本会の会員より国内第2番目のラムサール条約登録湿地であります伊豆沼・内沼の湖畔に温泉施設建設の計画があるとの報告を受けました。ご承知のとおり、伊豆沼・内沼は天然記念物のマガンをはじめ宮城県内有数のハクチョウ類の越冬地として、重要な役割を担っております。報告によりますと、温泉採掘により、塩分を含む温水が、一日あたり50トン余り沼に流入することも予想されており、沼の生態系に深刻なダメージを与えることが懸念されます。国際的に重要な湿地として認知され、また、国の天然記念物としても指定されております伊豆沼・内沼の環境が悪化し、水鳥の生息が脅かされる事は、温泉法の第2章 第4条2. の「当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき」に該当すると考えますので、温泉採掘の中止を要望いたします。なお、温泉採掘が止むを得ず許可された場合、既にご承知とは思いますが、天然記念物の現状変更や指定された天然記念物に影響を及ぼすと考えられる行為は、全て規制の対象となっており、また、ハクチョウ類を含む渡り鳥については、渡り鳥保護等に関する条約・協定により、わが国だけではなく、近隣諸国と協力して保護・管理することになっております。このような観点から、少なくとも温泉の温水が伊豆沼・内沼に流入しないように指導いただくよう強く要望いたします。

謹白